

## 高電圧を用いるハイブリッド電気自動車及び電気自動車に係る 道路運送車両の保安基準等の一部改正について

### 1. 背景

現在、我が国において、ハイブリッド電気自動車及び電気自動車の導入が進んでいる状況にあります。これらの自動車は高電圧を用いており、衝突時等に乗車人員を感電から保護すること等が重要となっています。

このため、高電圧を用いるハイブリッド電気自動車及び電気自動車について、通常使用時及び衝突後の感電等に対する乗車人員の保護に関する安全基準を制定するために「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部を改正することを予定しております。

### 2. 改正概要

#### (1) 適用対象自動車

- ◆ 電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車並びに燃料電池自動車を除く。）

#### (2) 基準の概要

- ◆ 通常使用時の高電圧等からの乗車人員の保護に関する技術的要件を規定  
燃料電池自動車に適用されている高電圧からの感電保護に関する規定をベースとしつつ、高電圧からの感電保護等に関する技術的要件を規定
  - ◇ 駆動系の高電圧からの感電保護に関する要件
  - ◇ 外部電源へ結合する装置の感電からの保護に関する要件
  - ◇ 駆動用蓄電池の過電流に対する保護に関する要件
  - ◇ 水素ガスを発生する駆動用蓄電池を収納する場合の換気に関する要件
  - ◇ 走行可能状態の表示に関する要件
- ◆ 衝突後の高電圧等からの乗車人員の保護に関する技術的要件を規定  
衝突（前・後面衝突、オフセット前面衝突、側面衝突を想定）
  - ◇ 駆動系の高電圧からの感電保護に関する要件
  - ◇ 駆動用蓄電池からの電解液漏れに関する要件
  - ◇ 駆動用蓄電池の固定に関する要件上記衝突試験が適用されない重量トラック、バス等
  - ◇ 駆動用蓄電池及び電気回路の取付位置に関する要件
  - ◇ 駆動用蓄電池取付部の強度に関する要件

#### (3) 適用時期

- ◆ 平成24年7月1日以降の製作車

### 3. スケジュール

公布：平成19年10月下旬 予定  
施行：平成19年10月下旬 予定

## 自動車基準の国際調和、相互承認等に関する 道路運送車両の保安基準等の一部改正について

### 1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成10年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用をすすめるとともに、平成11年には「車両等の世界技術規則協定」に加入し、世界技術規則の制定をすすめているところです。

ここで、新たに相互承認（特定の装置について外国政府の認定を受けている場合、我が国において型式指定を受けたものと見なすこと。）を行うために日本が採用している「乗用車の制動装置に係る協定規則（第13-H号）」、「乗用車の空気入りゴムタイヤに係る協定規則（第30号）」及び「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第44号）」の改正案が、平成19年3月に開催された両協定の運営委員会である国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の第141回会合において採択されました。今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成19年10月上旬に当該改正案が発効される予定となっています。

これを受け、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）、「装置型式指定規則」（平成10年国土交通省令第66号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等を改正する必要があります。

### 2. 改正概要

協定規則の改正の取り入れに伴う、保安基準等の改正事項は以下のとおりです。

(1) 新規採用事項  
なし

(2) 既存採用事項

① 乗用車の制動装置に係る基準の改正

「乗用車の制動装置に係る協定規則（第13-H号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【改正基準の適用対象自動車】

- これまで本基準の適用対象であった専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車に加えて、貨物の運送の用に供する車両総重量3.5t以下の自動車は、従来から適用している貨物自動車の制動装置の基準又は本基準のいずれかに適合するものであればよいこととします。

【改正基準の概要】

○ 定期検査要件の追加

- ・ 車輪を取り外すことによって、サービスブレーキライニングの摩耗確認を行う構造は認められないこととします。

- ・ サービスブレーキライニングの交換が必要になったことを運転者席の運転者に警報する装置は、各車輪の1つのブレーキ毎に最低でも1つ備えることとします。
- ・ 自動車製作者は、ブレーキディスク又はドラムの摩耗状態について、点検方法と交換限度を型式認証時に申告するとともに、その情報を自動車のハンドブック等で提供することとします。
- ・ 自動車製作者は、複合型電気システムの不正改造防止手段を型式認証時に申告することとします。
- 電気式駐車制動装置の故障時要件の一部見直し
  - ・ 検知が必要な故障は、操作装置の電氣的故障と、操作装置と ECU 間の断線であることを明確化します。
  - ・ 故障時に作動させた駐車制動装置の解除は、車載工具でなくてもよいこととします。
- 自動指令制動作動時の制動灯点灯要件の一部見直し
  - ・ 発生した減速度が  $0.7 \text{ m/s}^2$  未満の場合は、車速が  $50 \text{ km/h}$  以下であっても制動灯を点灯させなくてもよいこととします。
- 重力加速度換算値統一
  - ・ 「 $10 \text{ m/s}^2$ 」を「 $9.81 \text{ m/s}^2$ 」に見直します。

【適用時期】

- 平成 21 年 10 月（施行日から 24 ヶ月後）以降に型式の認可を受ける自動車より適用します。

② 乗用車の空気入ゴムタイヤに係る基準の改正

「乗用車の空気入ゴムタイヤに係る協定規則（第 30 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの及び車両総重量が 3.5t 以下の被牽引自動車に適用します。

【基準概要】

- 外側リム径が内側のリム径より大径となっている新規タイプのリム（Type-U）に取り付けるためのタイヤについて、その形状に係る記号をタイヤに表示するための規定を追加します。

【適用時期】

- 公布の日より適用します。

③ 年少者用補助乗車装置に係る基準の改正

「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 年少者用補助乗車装置に適用します。

【基準概要】

- 9kg から 18kg までの幼児を対象とするチャイルドシート（グループ I チャイルドシートという。）は、前向きで使用するものであって、非一体

式（車両に取り付けられている装置（シートベルト等）で幼児を直接拘束するものをいう。ただし、衝撃吸収体（インパクトシールド）を備えるものは除く。）のものは認めないこととします。

**【適用時期】**

- 公布の日より適用します。

(3) その他

① 軽自動車への走行距離計の装備義務付け

**【適用対象】**

- 軽自動車（カタピラ及びそりを有するものを除く。）に適用します。

**【基準概要】**

- 走行距離に基づく点検整備等保守管理の必要性が高まっていること及び中古車販売業者からの要望があることから走行距離計に関する基準を適用する範囲を拡大します。

**【適用時期】**

- 公布日以降に製作される自動車より適用します。

② 二輪自動車の緩衝装置（かじ取装置に備えるものを除く。）の備え付けを緩和

**【適用対象】**

- 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に適用します。

**【基準概要】**

- 輸入二輪自動車には、後車軸用の緩衝装置を備えないものが製作されており、これら二輪自動車の使用にあたって特段の問題は見受けられないことから、使用過程二輪自動車の後車軸用の緩衝装置の取り外しを含めて緩衝装置に係る基準を適用する範囲を緩和します。

**【適用時期】**

- 公布の日より適用します。

### 3. スケジュール

公布：平成19年10月下旬 予定

施行：平成19年10月下旬 予定

なお、ECE規則文書（原文）につきましては別紙3に掲げるホームページをご参照ください。